

播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事  
公募型プロポーザル実施要領書

2022年（令和4年）4月

播磨町上下水道グループ

## 【実施要領書】

### 目次

第1章	実施要領書の位置づけ	1
第2章	本事業の概要	1
2.1	事業の目的	1
2.2	事業名称	1
2.3	事業箇所	1
2.4	履行期間	1
2.5	提案上限額	1
2.6	支払い条件	2
2.7	事業方式	2
2.8	受託者選定方式	2
2.9	対象路線	2
2.10	事業範囲	3
第3章	参加資格要件	4
3.1	プロポーザル参加者の応募資格要件	4
第4章	プロポーザル応募の手続等	8
4.1	募集等のスケジュール	8
4.2	問い合わせ先・各種書類の提出先	8
4.3	実施要領等の公告日・方法等	8
4.4	プロポーザル参加者の構成	9
4.5	質問の受付及び回答	9
4.6	参加資格要件の確認	9
4.7	技術提案書等の受付（第一次審査）	9
4.8	提案者プレゼンテーション（第二次審査）	10
第5章	プロポーザル応募時の提出書類	12
5.1	参加資格審査書類	12
5.2	参加資格審査適格者が提出する提案書類	12
第6章	審査方法	13
6.1	審査委員会	13
6.2	審査方法・評価基準	13
第7章	本町と受託者の責任分担	16
7.1	基本的な考え方	16
7.2	予想されるリスクと責任分担	16
第8章	契約の締結	18
8.1	契約手続き	18
8.2	契約の枠組み	18
8.3	契約補償金	19

第9章 対価の支払い	19
9.1 費用の構成	19
9.2 工事費の変更	19
第10章 失格条項	20
10.1 失格条件	20
第11章 その他	20

**【別添資料】**

- 別添資料1 播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事発注仕様書
- 別添資料2 播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事提案様式集
- 別添資料3 播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事实施箇所位置図・平面図・工事概要等
- 別添資料4 播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事に伴う施工監理業務特記仕様書

## 第1章 実施要領書の位置づけ

播磨町では、「東本荘・新島地区基幹管路布設替工事」（以下、「本事業」という。）を設計・施工一括発注方式であるDB（Design Build）方式により実施する予定としている。

この公募型プロポーザル実施要領書（以下、「本書」という。）は、本事業の公募型プロポーザルを実施するうえで必要となる事項を定めるものであり、プロポーザル参加希望者を対象に配布する。プロポーザル参加希望者は、本書に記載のあるプロポーザル条件を遵守しプロポーザル手続きを進めるよう留意すること。

なお、本書とあわせて公表する別添資料1「播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事発注仕様書」、別添資料2「播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事提案様式」、別添資料3「播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事实施箇所位置図」、別添資料4「播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事に伴う施工監理業務特記仕様書」は、本書と一体のもの（以下「本書等」という。）である。

## 第2章 本事業の概要

### 2. 1 事業の目的

本事業は、播磨町役場周辺から人工島の新島内の基幹管路及び公共埠頭に布設されている老朽管路等を短期間で更新し耐震化を図ることを目的とする。また、地元企業が大口径管路の布設実績およびノウハウを蓄積するとともに、協力業者としての受注機会の創出により地元経済の活性化を期待して実施するものである。

### 2. 2 事業名称

東本荘・新島地区基幹管路布設替工事

### 2. 3 事業箇所

播磨町東本荘2丁目6-6から新島54地先

### 2. 4 履行期間

契約締結日の翌日から（2025年）令和7年3月31日まで

・事業完了時期は、提案により短縮可能とする。

### 2. 5 提案上限額

450,000千円（税抜き）

なお、業務の進捗に合わせて下記の区分により契約を行うものとし、当初に全体を包括する協定を締結する。

・設計業務・試掘工事・布設替工事・工事監理業務

それぞれの区分に応じて見積金額（概算額）を提示するとともに設計後契約を希望する請負率を個々に提示すること。

※提案上限額は、設計業務費、試掘工事請負費、工事請負費、工事監理業務費の概算合計額を参考価格としており、設計業務により個々に決定するため、この金額を保証するものではない。

また、詳細設計後に各価格を算定するため、落札した請負率を乗じた額で契約を締結する。

## 2. 6 支払い条件

各年度の支払限度額は、事業契約書に基づくものとし、工事契約初年度に事業費に対して、40%以内、上限1億円を前払金とする。監理業務については年度ごとの出来高払いを行う。

・部分払い 1回（出来形部分に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額とする。）

なお、年割額（税抜き）は下記のとおりとし、未執行額が生じた場合は継続年度が終了するまで順次繰越する。

令和4年度	115,150千円
令和5年度	281,818千円
令和6年度	53,032千円

## 2. 7 事業方式

設計・施工一括発注方式（DB方式）

## 2. 8 受託者選定方式

本事業は、本対象路線に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、プロポーザル参加者（以下「プロポーザル参加者」という。）の創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」により受託者選定する。

## 2. 9 対象路線

本事業の対象路線の概要は表 2-1 に示すとおりとする。概要平面図を別紙に示す。

表 2-1 対象路線の概要

区分	路線	工法	管種	口径 (mm)	延長 (m)
新設	県道本荘平岡線・県道東播磨港線・東播磨港新島公共埠頭等	開削工法	DCIP(GX)	φ300	1,060
			DCIP(GX)	φ150	820
			DCIP(GX)	φ100	130
撤去			DCIP φ100～ φ300		2,010
舗装	施工箇所および影響範囲				

※ 数量は概算値であり、本事業で実施する設計・工事において詳細を確定する。

※ 詳細設計後に工事請負費等が過大となった場合については事業量を変更する場合がある。

※ 本事業の工事は、原則昼間施工で実施するものとする。なお、夜間工事を必要とする場合は別途協議による。

※ 昼間施工可能時間は、9時～17時とする。

※ 周辺住民や企業との協議により施工可能時間の制限する日を設ける場合がある。

（新島連絡協議会との密な調整が必要である。また、重要港湾区域である公共埠頭については、兵庫県県土整備部港湾課との調整が必要である。）

※ 設計については、現地調査を実施するものとし、必要とする制水弁、空気弁等、適切に設置すること。

※ 使用材料は本町で承認している材料を使用することし、それ以外を使用する場合は協議によるものとする。

## 2. 10 事業範囲

受託者が行う事業範囲は、対象施設の設計及び施工等であり、その概要は表 2-2 のとおりである。また、対象路線の詳細は貸与する資料を参照すること。

表 2-2 受託者が行う本事業対象範囲の概要

区 分	事業	備 考
共 通 (試掘工 事含む)	現地調査	本事業に必要な範囲調査
	試掘調査	本事業に必要な範囲の試掘調査
	埋設物調査	本事業に必要な範囲の埋設物調査
	測量調査	本事業に必要な範囲の測量調査
	各種申請	本事業に必要な各種申請手続き
	住民説明	本事業に必要な地域住民への周知
設計業務	実施設計	本事業に必要な設計図書（図面、数量計算書、積算資料等）の作成（変更設計含む）
	関係機関等協議	本事業に必要な関係機関及び埋設管の移設協議
工事監理業務	工事監理	工事事業の工事監理業務
布設替工事	上水道工事	本事業の水道工事
	舗装工事	本事業の水道工事に伴う舗装工事
	関連工事	本事業に伴うその他関連工事
	周辺環境対策	本事業の施工に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の周辺環境対策に関する調査
統括管理	統括管理	設計から建設に至る本事業全体のマネジメント

### 第3章 参加資格要件

プロポーザル参加者の参加資格要件は次のとおりとする。

#### 3. 1 プロポーザル参加者の参加資格要件

1) プロポーザル参加者は、単独企業又は以下に示す設計企業、施工企業による共同企業体であり、個々の企業が播磨町入札参加資格者名簿に登録されていること。

ア) 設計企業→ 設計業務、工事監理業務を担当する企業

イ) 施工企業→ 施工業務、統括管理業務を担当する企業

2) 共同企業体の代表者は、施工企業とすること。構成員は3者以内とする。最低出資比率については20%以上とする。

ただし、町内業者については10%以上とする。代表構成員は出資比率が最大の企業とする。

3) 施工企業（共同企業体の場合は代表者）は、播磨町建設工事入札参加資格者名簿（以下、「有資格業者名簿」という）に登録されており、建設業法に規定する総合評定通知書（経営事項審査結果通知書）の総合評定値（P点）が水道施設、又は土木一式について900点以上であること。さらに建設業法の規定により特定建設業の許可を受けていること。

4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

5) 本事業に係るプロポーザル参加資格審査締切日から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。

6) 本事業に係るプロポーザル参加資格審査締切日から基本協定締結日までの間において、播磨町指名停止基準（平成21年告示第7号）による指名停止の措置を受けていないこと。

7) 第1号における入札参加資格者登録申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

8) 直近3年間に事業税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

9) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、若しくはその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

10) 本町の暴力団排除条例（平成24年播磨町条例13号）第2条1号に規定する暴力団、同条2号に規定する暴力団員又は同条3号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。

11) 厚生労働大臣認可水道事業者及び都道府県知事認可水道事業者の発注物件において、水道管路施設の管路DB方式案件の実績が設計企業、又は施工企業のどちらかにあること。

12) 専任すべき技術者については、建設業法第26条第3項による技術者を配置できること。なお、プロポーザル参加者と、本事業に係るプロポーザル参加資格審査書類の受付日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

- 1 3) 施工企業の配置技術者については、施工計画書に明示するとともに(社)日本水道協会の配水管技能者登録証(一般・耐震継手)を有する者、又は(社)日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会を受講した者を従事させることとし、資格者証の写しを上記に併せて提出すること。
- 1 4) 上記に掲げる者のほか、本事業を行うにあたって必要な人員及び資機材等を確保することができること。
- 1 5) 設計企業は、建設コンサルタント登録規定(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条の規定に基づく登録(登録部門は「上水道及び工業用水道」に限る)を受けているものであること。
- 1 6) 測量及び建設コンサルタント等業務は、技術士(上水道部門ー上水道及び工業用水道)または RCCM(上水道及び工業用水道)に従事させること。
- 1 7) プロポーザル参加者の代表企業は、総括責任者を配置する。また、総括責任者の下に、設計業務管理技術者、照査技術者、工事監理業務管理技術者、監理技術者を配置すること。総括責任者は、設計から建設に至る本事業全体のマネジメントを行うものとし、各技術者との相互調整を行い本事業の推進を図ることとする。なお、受託者は本町の書面による事前の承諾なくして、総括責任者を変更してはならない。
- 1 8) 現場代理人は常駐しなければならない。
- 1 9) 配置技術者は、以下のとおりとする。

(※1) 設計企業の配置予定技術者とは

- ① 下記に示す設計業務管理技術者、照査技術者及び工事監理業務管理技術者(以下「配置予定設計技術者」という。)を配置できること。また、設計業務管理技術者、照査技術者においては、次の要件を満たす者とする。

(ア) 設計業務管理技術者・照査技術者

設計業務管理技術者及び照査技術者は以下の資格を有すること。なお、設計業務管理技術者は、実施設計完了後においても業務の全般にわたり技術的管理を行うとともに、主要な設計及び施工の協議並びに現地調査に出席しなければならない。

資格条件については、a 又は b のいずれか一つの要件かつ、c 及び d の要件を満たす者

- a 技術士(上下水道部門又は総合技術監理部門(上水道及び工業用水道))
- b RCCM(上水道及び工業用水部門)
- c 設計業務管理技術者と照査技術者の兼務は認めない
- d 参加表明提出時点において設計企業を構成する単体企業又は共同企業の構成員となる企業と常時雇用関係がある者

(イ) 工事監理業務管理技術者

工事監理業務管理技術者は工事監理業務を統括管理するものとする。



設計業務管理技術者と工事監理業務管理技術者は兼務できるものとする。

資格条件については、a 又は b のいずれか一つの要件かつ、c 及び d の要件を満たす者

- a 技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門(上水道及び工業用水道)）
- b 1級土木施工管理技士
- c 工事監理業務管理技術者と照査技術者の兼務は認めない
- d 参加表明提出時点において設計企業を構成する単体企業又は共同企業の構成員となる企業と常時雇用関係がある者

(ウ) その他 施工監理業務配置技術者については特記仕様書による。

- ② 配置予定設計技術者は、本工事の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

(※2) 施工企業（代表企業）の配置予定施工技術者とは

- ① 下記に示す総括責任者及び監理技術者（以下「配置予定施工技術者」という。）を配置できること。また、配置予定施工技術者においては、次の要件を満たす者とする。

(ア) 総括責任者

本工事全体のマネジメント（建設業法第19条の2に示す現場代理人の職務を含む）を行うものとする。なお、監理技術者と兼務できるものとする。ただし、監理技術者が建設業法上の専門技術者と兼務する場合は、総括責任者と監理技術者の兼任は認めない。資格条件については、a から b の内いずれか一つの要件かつ、c の要件を満たす者

- a 技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門(上水道及び工業用水道)）
- b 1級土木施工管理技士
- c 参加表明提出時点において施工企業を構成する単体企業又は共同企業の構成員となる企業と常時雇用関係がある者

(イ) 監理技術者

本工事における施工の監理技術者とする。なお、総括責任者と兼務できるものとする。ただし、監理技術者が建設業法上の専門技術者と兼務する場合は、総括責任者と監理技術者の兼任は認めない。資格条件等については、下記の要件を満たす者

- a 1級土木施工管理技士
- b 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。
- c 参加表明提出時点において施工企業を構成する単体企業又は共同企業の構成員となる企業と常時雇用関係がある者

(ウ) その他

施工業務における本要領に記載のない配置技術者については、建設業法第26条第1項・第2項による。

- ② 配置予定施工技術者は、本工事の完成・引渡しまでの間、病気・死亡・退職等の特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
- 20) プロポーザル参加者は、協力業者として町内業者を含めなければならない。

## 第4章 プロポーザル応募の手続等

### 4. 1 募集等のスケジュール

受託者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、表4-1のとおりである。

但し、以下に示す全てのスケジュールは予定であり変更する場合ある。

表4-1 受託者の募集及び選定のスケジュール

内 容	日 程
プロポーザル公告、公募型プロポーザル実施要領書等の公表	2022年（令和4年） 4月21日（木）
公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問の受付	6月3日（金）まで
公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問への回答の公表	6月15日（水）
プロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格に関する提出書類締切日	6月24日（金）まで
プロポーザル参加資格審査結果の通知	7月1日（金）
提案書類の受付	8月10日（水）まで
書類審査・第一次審査	8月12日（金）
提案者プレゼンテーション・第二次審査	8月19日（金）
優先交渉権者決定日	8月下旬
基本協定締結・契約締結	9月上旬

### 4. 2 問い合わせ先・各種書類の提出先

手続きについての本町の担当窓口を以下のとおり定める。

提出書類等については期日までに定められた提出方法に従い、下記まで提出すること。

播磨町役場上下水道グループ 工務チーム 担当：村田  
〒675-0148 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号  
TEL 079-435-0404（直通） FAX 079-437-4192  
電子メール：suidou@town.harima.lg.jp

### 4. 3 実施要領等の公告日・方法等

#### (1) 公告日

令和4年4月21日（木）から

#### (2) 配布方法

播磨町公式ホームページからダウンロードすること。

#### (3) 配布資料

①プロポーザル実施要領書等

#### 4. 4 プロポーザル参加者の構成

プロポーザル参加者は単独企業又は共同企業体とする。

#### 4. 5 質問の受付及び回答

- 1) 公募型プロポーザル実施要領書等に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

○提出方法：別添資料2「播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事提案様式集」の「公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問書（様式1-3）」に、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「公募型プロポーザル実施要領書等に対する質問」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

- 2) 公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問への回答の公表

公募型プロポーザル実施要領書等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表するが、個別に回答は行わないものとする。

なお、質問を行った者の企業名は公表しないものとする。

#### 4. 6 参加資格要件の確認

- 1) プロポーザル参加希望者は、本事業に関するプロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格審査に必要な書類を提出すること。

なお、提出書類の作成については、別添資料2「提案様式集」に従い、「参加資格審査（プロポーザル参加資格審査）に関する提出書類」を作成し、提出すること。また封筒の表に「参加資格審査書類在中」と記載して持参すること（郵送不可）。

\*事前に提出日時を連絡すること。

プロポーザル参加資格審査の結果は、すべてのプロポーザル参加希望者に、書面により通知する。

- 2) プロポーザルの辞退

プロポーザル参加資格確認書を送付されたプロポーザル参加者が、プロポーザルを辞退する場合は、別添資料2「提案様式集」の「プロポーザル辞退書（様式2-9）」を持参又は郵送（配達証明付）で提出すること。

#### 4. 7 第一次審査（技術提案書等の受付）

- 1) プロポーザル参加資格審査通過者に対し、公募型プロポーザル実施要領書等に基づき本工事に関する計画内容を記載した技術提案書及び見積書の提出を求める。

なお、技術提案書の提出書類の作成については、任意様式とし、下記内容について番号を付し順に作成し、提出すること。また封筒の表に「技術提案書在中」と記載して持参すること（郵送不可）。\*事前に提出日時を連絡すること。

- ① 業務実施方針に係る提案
- ② 品質管理計画に係る提案
- ③ 周辺環境計画に係る提案
- ④ 工程管理計画に係る提案
- ⑤ 安全管理計画に係る提案
- ⑥ 独自提案

#### 4. 8 提案者ヒアリング・プレゼンテーション（第二次審査）

1) 技術提案書を提出した事業者に対して、提出された提案書の内容に関するヒアリングを実施する。ヒアリングは特別な理由なく応じられない場合は、プロポーザル参加資格を取り消すものとする。時間・場所については、別途町が指定する。

- ① 出席者 5名以内とし本事業者における配置予定技術者を参加させること。
- ② 所要時間 60分以内とする(準備5分、説明30分、質疑応答20分、片付け5分)
- ③ 準備機材 スクリーン・プロジェクターは会場側で用意するためその他必要なパソコン等必要な機材は提案者が用意すること。
- ④ 方法 プレゼンテーションは提案書類及びパワーポイント等のスライドにより行うこと。提案書類に記載のない事項の説明、追加資料の配布は認めない。
- ⑤ その他 プレゼンテーションは非公開とし、内容は町で録音する場合がある。新型コロナウイルス感染症等の状況によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。

#### 2) 提出書類の取扱い、著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

##### ア 著作権

プロポーザル参加者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、本工事の実施にあたって公表等が必要と認めるときは、町は提案書の全部または一部を無償使用できるものとする。また、契約に至らなかった提案については、本工事の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

##### イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。

3) 町からの提示資料の取扱い

町が提供する資料は、プロポーザル参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

4) プロポーザル参加者の複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、1つの提案しか行うことができない。

5) 使用言語及び単位、時刻

プロポーザル参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## 第5章 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

### 5. 1 参加資格審査書類

様式番号	提出書類	提出部数			サイズ	ダウンロード ファイル形式	枚数
		正	副	計			
様式 2-1	プロポーザル参加表明書	1		1	A4	MS-Word	1 枚
様式 2-2	プロポーザル参加資格に関する提出書類(表紙)	1		1	A4	MS-Word	1 枚
様式 2-3	プロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書	1		1	A4	MS-Word	1 枚
様式 2-4	プロポーザル参加者の連絡先一覧	1		1	A4	MS-Word	1 枚
様式 2-5	プロポーザル参加者の構成員一覧表	1		1	A4	MS-Word	1 枚
様式 2-5-1	建設企業（代表構成員）の参加資格要件に関する書類	1		1	A4	MS-Word	1 枚
様式 2-5-2	配置予定技術者の資格（建設企業（代表構成員））	1		1	A4	MS-Word	1 枚
様式 2-5-3	設計企業の参加資格要件に関する書類	1		1	A4	MS-Word	1 枚
様式 2-5-4	配置予定技術者の資格（設計企業）	1		1	A4	MS-Word	1 枚
様式 2-6	管路 DB 実績調書	1		1	A4	MS-Word	適宜
様式 2-7	工事施工証明書	1		1	A4	MS-Word	適宜
様式 2-8	誓約書	1		1	A4	MS-Word	1 枚
様式 2-9	プロポーザル辞退書	1		1	A4	MS-Word	1 枚

### 5. 2 参加資格審査適格者が提出する提案書類

様式番号	提出書類	提出部数			サイズ	ファイル形式	枚数
		正	副	計			
様式 3-1	技術提案書類提出書	1	10	11	A4	MS-Word	1 枚
任意様式	技術提案書類	1	10	11	A4	MS-Word	30 枚程度

## 第6章 審査方法

### 6.1 審査委員会

#### 1) 優先交渉権者等の選定方法

優先交渉権者及び次点優先交渉権者候補者\*（以下「優先交渉権者等」という。）の選定方法は、各プロポーザル参加者からの本工事の実施に係る対価（以下「見積価格」という。）のほか、技術提案書の提案内容等について総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

なお、プロポーザル参加者が1者の場合であっても、技術評価点（満点：80点）が60%以上と評価される場合については、公募型プロポーザルは成立するものとする。

#### 2) 審査委員会の設置

本町は、提案内容の審査に関して、公平性、競争性及び透明性を確保したうえで、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、本町職員により構成される「播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置している。

### 6.2 審査方法・評価基準

#### ア 審査の内容

提出された提案書類等について書類審査とプレゼンテーション審査を行い、総合評価点数が最も高い参加者を選出する。書類審査により、3者以上の見積書の提出がある場合は、提案者ヒアリングを行う前に提案書のみで事務局が採点を行い、審査委員の確認を得て上位3者を決定する。

上記の結果は、すべてのプロポーザル参加希望者に、書面により通知する

#### イ 審査事項

審査項目は、表1「評価基準」を参照すること。

表 1 評価基準

	大項目	配点	テーマ	評価の視点
技術 評価 (1)	実施体制	30	設計企業	参加者要件を満たす内容、過去の実績を評価。
			施工企業	参加者要件を満たす内容、過去の実績を評価。
			設計業務管理技術者	参加者要件を満たす内容、過去の実績を評価。
			照査技術者	参加者要件を満たす内容、過去の実績を評価。
			工事監理業務管理技術者	参加者要件を満たす内容、過去の実績、専任・兼任を評価。
			総括責任者	参加者要件を満たす内容、過去の実績を評価。
			監理技術者	参加者要件を満たす内容、過去の実績、専任・兼任を評価。



技術提案	50	業務実施方針	本業務を理解し設計・施工一体型方式の利点を活かした実施手順、取組意欲、理解度、工程についての的確性、実現性を考慮し総合的に評価。	
		品質管理計画	維持管理や現場条件を考慮した既設埋設物と計画管路の位置関係を把握、管理するための技術的工夫及びその効果についての的確性、実現性を考慮し総合的に評価。 設計成果品の品質確保対策及び設計業務から施工業務への移行における情報共有方法や引継方法についての的確性、実現性を考慮し総合的に評価。	
		周辺環境計画	近隣住民に対する苦情や周辺環境に配慮した取組み、技術的工夫及びその効果についての的確性、実現性を考慮し総合的に評価。	
		工程管理計画	工程を短縮または遅延させないための技術的工夫や遅延リスク要因と対応策について、的確性、実現性を考慮し総合的に評価。	
		安全管理計画	新島公共ふ頭や交通量の多い県道区域が含まれていることから、安全管理に係る技術的所見についての的確性、実現性を考慮し総合的に評価。	
		町内企業の活用及び育成計画	町内企業の活用及び育成についての的確性、実現性を考慮し総合的に評価。	
		追加提案	今後の水運用や維持管理を考慮した発想や品質向上のための新技術の活用に基づく提案であり的確性、実現性を考慮し総合的に評価。	
小計	80			
価格評価 (2)	(D)価格の優位性	20	価格の優位性	価格の優位性を評価。
	小計	20		
総合評価 ( (1) + (2) ) 合計	100			

ウ 優先交渉権者等の決定

町は、審査委員会により、優先交渉権者等を決定する。

エ 審査結果及び評価公表

① 優先交渉権者等の公表

本町が優先交渉権者等を決定した場合は、全てのプロポーザル参加者に対して当該プロポーザル参加者の合否について通知するとともに、「プロポーザル参加者」、「優先交渉権者等」等をホームページにおいて公表する。

## 第7章 本町と受託者の責任分担

### 7. 1 基本的な考え方

本事業は、受託者の担当する業務については、受託者が責任をもって遂行し、事業に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。

### 7. 2 予想されるリスクと責任分担

本町と受託者との責任分担は以下に示すとおりであり、プロポーザル参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

(共通事項) ○：主負担

リスクの種類		リスクの内容		リスクの負担者	
				本町	受託者
契約リスク	契約リスク	1)	本町の事由による契約の未締結	○	
		2)	受託者の事由による契約の未締結		○
制度関連リスク	法令変更リスク	3)	法制度・許認可の新設・変更によるもの（本事業に直接の影響を及ぼすもの）	○	
		4)	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	消費税変更リスク	5)	設計及び建設業務に係る消費税の変更によるもの	○	
	税制変更リスク	6)	法人の利益に係る税制度の変更によるもの（法人税率等）		○
7)		本事業に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○		
社会リスク	第三者賠償リスク	8)	本町の提示条件、指図、行為を直接の原因とする事業期間中の事故によるもの	○	
		9)	上記以外によるもの		○
	住民対応リスク	10)	本事業の実施そのものに関する地元合意形成	○	
		11)	受託者が行う業務（調査・工事）に関する地元合意形成		○
	環境リスク	12)	本町が行う業務に起因する環境の悪化	○	
13)		受託者が行う業務に起因する環境の悪化		○	
経済リスク	安全確保リスク	14)	設計・建設における安全性の確保		○
	保険リスク	15)	設計及び建設段階のリスクをカバーする保険		○
	金利変動リスク	16)	本事業に係る、金利変動に係る費用増減リスク		○
	物価変動リスク	17)	本事業に係る、インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（一定の範囲内）		○
18)		本事業に係る、インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（一定の範囲を超えた部分）	○		
その他リスク	安全確保リスク	19)	設計・建設における安全性の確保		○
	債務不履行リスク	20)	本町の事由による（本町の債務不履行、埋蔵文化財の発見等）工事の中止・延期	○	
		21)	本町の事由による支払の遅延・不能によるもの	○	
		22)	受託者の事由による（業務破綻、業務放棄等）工事の中止・延期		○
不可抗力リスク	23)	本事業に係る、戦争、暴動、天災等による工事内容の変更、工事の延期・中止に関するもの	○		

(調査・設計・工事) ○:主負担

リスクの種類		リスクの内容		リスクの負担者	
				本町	受託者
調査設計段階の リスク	測量・調査リスク	1)	本町が実施した測量・調査に関するもの	○	
		2)	受託者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計リスク	3)	受託者の事由（提案の不備、受託者の事由による履行遅れ、設計不備等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大		○
工事段階の リスク	用地リスク	4)	本施設の建設に要する資材置き場、仮設道路等の確保に関するもの		○
		5)	土壌汚染、地下埋設物（既存資料で把握及び想定不可能なもの）に対するもの	○	
		6)	地下埋設物（既存資料で把握及び想定可能なもの）に関するもの		○
	工事遅延リスク	7)	本町の事由及び予見は困難な事象による工事の遅延・未完工工事費の増大	○	
		8)	受託者の事由による工事の遅延・未完工工事費の増大		○
	工事費増大リスク	9)	受託者の事由による工事費の増大		○
	要求性能リスク	10)	要求水準不適合（施工不良を含む）		○
	工事監理リスク	11)	工事の監理に関するもの（制水弁操作を含む）	○	
12)		工事の現場管理に関するもの		○	
引渡前損害リスク	13)	本施設の引渡し前に、本施設、工事材料又は建設機械器具等について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	

## 第8章 契約の締結

### 8. 1 契約手続き

#### 1) 契約の条件

優先交渉権者と本町は、提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約の締結に関する基本協定締結を行う。

#### 2) 契約の解除

優先交渉権者が第10章「失格条項」に該当した場合は、本町は次点交渉権者に決定したプロポーザル参加者と契約交渉を行う。

### 8. 2 契約の枠組み

#### 契約及び設計、工事の流れ

本町と受託者は、基本協定締結後、実施設計価格に提案時に示した請負率を乗じた額で設計業務委託契約を締結する。

設計業務は、設計成果品を作成し、当該設計の引渡しを行う。設計業務（測量を含む）に関する条件変更又は数量変更等があれば、変更契約を行う。

本町と受託者は、設計業務の完成後又は途中で、請負率を踏まえた実施設計工事額に基づき、試掘工事及び工事請負契約を締結する。また、工事監理費は工事請負契約時に請負率を乗じた額で、工事監理業務委託契約を締結する。

本町は、各会計年度における支払限度額の範囲内で、設計業務、試掘工事、工事監理業務、布設替工事の出来高検査を行う。受託者は、布設替工事精算数量確定後に出来高精算を行い、請負率を踏まえた変更設計額で変更契約を行う。また、工事監理業務については、設計業務と同様に部分引渡しを行う。

※請負率は「播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事提案様式集」（様式4-1）において提示した率を指す。

概算額は、提案上限額以内で事業実施可能額であり、受注者が行う実施設計に基づき、施工延長及び材料等の変更を行います。

概算内訳	提案時			協定締結後			
	見積額	請負率	概算額	実施設計 工事額	当初契約額	変更設計額	変更契約額
設計費	A	E	$A \times E = a$	I	$I \times E = M$	Q	$Q \times E = U$
工事監理費	B	F	$B \times F = b$	J	$J \times F = N$	R	$R \times F = V$
試掘工事費	C	G	$C \times G = c$	K	$K \times G = O$	S	$S \times G = W$
工事費	D	H	$D \times H = d$	L	$L \times H = P$	T	$T \times H = X$

### 8. 3 契約保証金

事業契約書に基づくものとする。

## 第9章 対価の支払い

### 9. 1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項目		該当する業務	備考
設計	設計費	設計業務	
工事監理	工事監理費	工事業務の工事監理業務	
工事	工事費	工事業務	
		試掘工事	

### 9. 2 工事費の変更

- 1) 本町及び受託者は、工期内で事業契約締結の日から12ヶ月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適當になったと認めた場合は、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。
- 2) 本町又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費（業務契約に定められた工事費をいう。以下、同じ。）と変動後工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下、同じ。）との差額のうち変動前工事費の1,000分の15を超えた場合、工事費の変更に応じなければならない。
- 3) 変動後工事費は、請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき本町と受託者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、本町は変動後工事費を定め、受託者に通知する。
- 4) 上記1)の規定による請求は、本条項の規定により工事費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記1)において「事業契約締結の日」とあるのは、「直前に本条項の規定に基づく工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5) 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適當となったと認められる場合は、本町又は受託者は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。
- 6) 予期することができない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不適當となった場合は、本町又は受託者は前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。
- 7) 上記2)の規定による請求があった場合において、当該工事費の変更額については、本町と受託者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、本町は工事費を変更し受託者に通知する。
- 8) 上記3)又は前項の協議の開始日については、本町が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。ただし、本町が上記1)、5)又は6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始日を通知しない場合には、受託者は、当該協議の開始の日を定め、本町に通知することができる。
- 9) 事業期間内に法令等の制定又は改廃によりスライド額の基準が変更となった場合、本町と受託者が協議して対応を定めるものとする。

- 10) 上記1) から9) に該当するもの以外は設計変更の対象としないが、工事施工途上の予期できない事象や、あらかじめ工事打合簿等の書面にて発議があった場合などは、協議により決定するものとし、調整が整わないときは本町の決定するところに従わなければならない。なお、書面によらない事項については原則として変更の対象としない。

## 第10章 失格条項

### 10.1 失格条件

プロポーザル参加者は、次に掲げる事由に該当した場合に失格とする。

- ア 参加資格等に瑕疵が認められたとき又は参加資格要件を満たしていないとき
- イ 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ウ 提出書類が提出期限までに提出されないとき
- エ 「3.1 プロポーザル参加者の参加資格要件」に該当しなくなったとき
- オ 談合その他の不正あるいは公平性を欠く行為があったとき
- カ 見積書と見積内訳書総額が合致しないとき（見積内訳書に値引きの記載は認めない）
- キ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき又はこれを訂正して押印のない提出書類により参加申込をしたとき
- ク 見積書や見積内訳書に不備があるとき又は訂正が必要なとき
- ケ 見積限度額を超える金額で見積書を提出したとき

## 第11章 その他

- ① 審査に係る質問や異議は一切認めない。
- ② 提出された書類は一切返却しないものとする。
- ③ プロポーザル応募・参加に要したすべての費用について本町に請求することができず、プロポーザル応募者・参加者の負担となる。